

○国立大学法人筑波技術大学学生の懲戒に関する細則

〔平成23年3月25日〕
〔細則第8号〕

最終改正 令和元年7月24日細則第2号

国立大学法人筑波技術大学学生の懲戒に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学生の懲戒に関する規程（平成23年規程第8号。以下「懲戒規程」という。）第25条の規定に基づき、試験における不正行為を学生が認めた場合の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(事実確認等)

第2条 学部の学生にあつては当該学生の所属する学部の学部長、研究科の学生にあつては研究科長(以下「学部長等」という。)は、当該学生がその事実を認めた場合、別紙「試験の不正行為確認書・報告書」を作成するものとする。

第3条 学部長等は、前条の結果をもとに、学長に懲戒を發議するものとする。

(懲戒処分の基準)

第4条 試験における不正行為に係る懲戒処分は、3月の停学とする。

(懲戒の決定等)

第5条 学長は、第3条の發議に基づき、懲戒を決定するものとする。

第6条 学長は、前条の決定をした場合、教育研究評議会へ報告するものとする。

(処分書の交付)

第7条 学長は、第5条の規定により懲戒を決定したときは、当該学生に処分書を交付する。

附 記

この細則は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年7月24日から実施する。

別紙

試験の不正行為確認書・報告書

1 学生氏名等

所属：	学年：	氏名：
授業科目名：		
試験日時：	年 月 日 ()	時限目

2 不正行為の態様

日 時：	年 月 日 ()	時 分
試験監督員氏名(署名)：		

3 試験監督員の取った措置

--

年 月 日
上記の行為を認めます。

学生 所 属 _____

氏名(署名) _____

年 月 日
上記確認しました。

学部長等 職・氏名(署名) _____